

令和元年度改修  
空き家募集!!

# 大月町の移住・定住促進 中間管理住宅事業

この事業は、町内の空き家を町が13年間借り上げ、国・県・町の予算で空き家の耐震化や水回りなどの改修を行い、町が管理するとともに、移住希望者や定住希望者等へ貸し出しを行う事業です。

## 1. 対象となる建物・

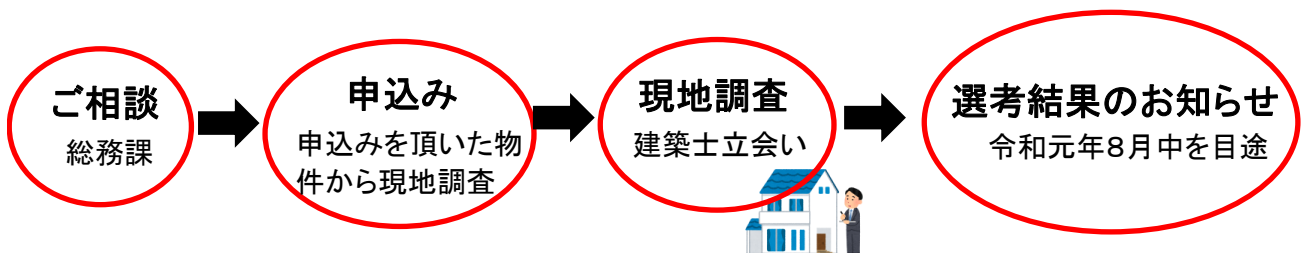
- (1) 大月町内にある居住用の建物で、現に人が居住しておらず、今後も居住の予定がない建物
- (2) 町が移住希望者や定住希望者等に転貸することに同意を得られるもの

## 2. 町が借り上げる期間

事業完了後から12年に達する日以降における最初の3月31日まで  
※契約を締結した場合、原則として契約期間満了まで契約解除はできません。

## 3. 町から所有者へお支払いする借上料

契約年度又は前年度の固定資産税額を1年間の借上料の目安とします。  
※賃貸収入はありません。



- 申込受付期間 令和元年6月3日(月)～6月28日(金)  
※申込み頂いた物件が必ずしも事業の対象となるわけではありませんので、ご了承ください。
- 物件選考期間 令和元年7月1日(月)～7月31日(水)
- 申込書提出先 大月町役場 総務課

※申込受付期間内に応募のない場合は、7月1日(月)より、先着順による随時募集を行います。

※注意事項等は、裏面をご参照ください。



【問い合わせ先】  
大月町役場 総務課 住宅管財係  
TEL: 0880-73-1111

## 【注意事項等について】

### 1. 町と空き家所有者の契約方法について

契約については、13年間の定期建物賃貸借契約により契約を締結します。

### 2. 町が行う改修工事内容について

物件の改修については、耐震改修・トイレ水洗化・浄化槽の設置等、住宅の性能向上に資する改修工事を行います。

なお、改修工事に係る費用は、国・県・町の予算で実施するため、空き家所有者の費用負担は発生しません。

### 3. 町が所有者へ物件を明渡す際について

町の借り上げ期間が終了しますと、土地・建物を所有者へ返還します。所有者がそのまま賃貸物件として貸し出しを行う・売買する・自身の住宅にするなど、ご自由にお使いいただけます。

また、賃貸物件を町が所有者に明渡す際において、町は改修工事の変更前の状態に復す義務を負いません。

### 4. 物件の売却等について

所有者は、町との契約期間中、町長の承諾を得ないで、賃貸物件について第三者に売却し、又は担保権及び利用権の設定等を行うことができません。

### 5. 事業対象物件の選考について

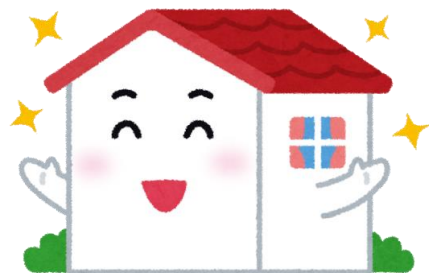
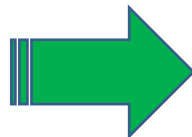
物件の選考については、下記内容等を踏まえ選考します。

- (1)改修に要する費用が町の定める限度額以内のもの
- (2)駐車場等の付帯設備の有無
- (3)主要道路へのアクセス等の立地条件
- (4)その他町長が必要と認める事項

※事業対象物件については、令和元年8月中を目途に別途通知をします。



Before



After